

商工委員会議録第六号

平成三年三月五日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 達沢 一郎君

理事 高村 正彦君

理事 額賀福志郎君

理事 和田 貞夫君

理事 浦野 休興君

加藤 卓二君

古賀 正浩君

田中 秀征君

谷川 和穂君

鳩山 邦夫君

小澤 克介君

加藤 繁秋君

渋谷 修君

水田 稔君

吉田 和子君

小沢 和秋君

江田 五月君

出席國務大臣

通商産業大臣 中尾 栄一君

出席府委員

通商産業大臣官 高島 章君

房務審議官 合田宏四郎君

通商産業大臣官 岡松壯三郎君

通商産業省立地 公署局長 内藤 正久君

通商産業省基礎 産業局長 山本 幸助君

通商産業省機械 情報産業局長 南学 政明君

通商産業省生活 産業局長 金子 満広君

委員外の出席者

資源エネルギー 庁長官 緒方謙二郎君

資源エネルギー 庁長官官房審議 官 向 準一郎君

資源エネルギー 庁公益事業部長 川田 洋輝君

環境庁企画調整 局長 長谷川正榮君

建設省建設経済 局長 木下 博夫君

商工委員会調査 室長 松尾 恒生君

委員の異動

二月二十五日

辞任

尾身 幸次君

加藤 卓二君

木村 義雄君

齊藤斗志二君

小岩井 清君

同日

辞任

小此木彦三郎君

越智 伊平君

加藤 紘一君

佐藤 隆君

新盛 辰雄君

三月四日

辞任

小沢 和秋君

同日

辞任

金子 満広君

補欠選任

小此木彦三郎君

越智 伊平君

佐藤 隆君

加藤 紘一君

新盛 辰雄君

補欠選任

尾身 幸次君

加藤 卓二君

齊藤斗志二君

木村 義雄君

小岩井 清君

補欠選任

金子 満広君

小沢 和秋君

本日の会議に付した案件
連合審査会開会に関する件
再生資源の利用の促進に関する法律案内閣提
出第五〇号)

○奥田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律
案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山本拓君。

○山本(拓)委員 山本拓でございます。今回の再
生資源の利用の促進に関する法律案につきまして
まず質問させていただきますと思うところでござ
います。

御承知のとおり、今回の湾岸戦争の結果、イラ
クの環境テロによってまた地球環境問題がクロ
ズアップされてきておるわけであります。日本
としては今まで従来以上に地球環境問題を取り
上げておりますし、そしてまた今後の問題として
特に日本は資源がございせんから、資源小国と
して今日の経済成長を維持しつつ、どのようにこ
の問題に取り組んでいくのか、まず通産省の基
本的な考え方を申上げます。

○岡松政府委員 今回の本法案の基本的な考え方
でございますが、この再生資源化問題ということに
ついて国民全体として取り組んでいく必要がある
というふうに考えているわけでございまして、そ
のために省資源あるいは資源の再利用ということ
を織り込みました経済社会を形成していく必要が
あるというふうに考えているわけでございまして、
そのためには、資源の有効利用を促進しまして、
快適な生活水準と経済活動を維持し、かけがえの
ない地球を廃棄物による環境汚染から守っていく

ということが不可欠であるというふうに考えてい
る次第でございます。そのために、行政、産業界は
もとより、消費者の幅広い協力によりまして、国
民全体の運動として問題の解決を図っていく必要
があるというふうに考えているわけでございまし
て、特に再生資源の利用を強力に推進するため
には、事業者の努力を最大限に引き出し協力を求め
ていく必要があるというふうに考えております。
このような考え方から本法案をまとめ、提案して
いる次第でございます。

○山本(拓)委員 まだ大臣が来られませんが、事
務当局にいろいろお尋ねをさせていただきます。再
生資源の利用の促進の問題の解決、そして再生資源化の
促進に当たっては、事業者のみならず消費者、そ
して国、そして地方公共団体の関係者それぞれが
応分の役割負担をしていく必要があると思うわけ
であります。

そこで、大きく分けて三者ですが、消費者に対
して一体どのような役割を期待するのか、そして
国として特にどのような力を入れていくのか、そ
してまた地方自治体にはどのような形でお願いし
ていくのか。ただ一つお願いしておきたいのは、
権限はすべて国にありますし、地方公共団体とい
うのは権限も財源ももらえないでいつも責任だけ
押しつけられがちでございますので、その点を含
めて、地方公共団体に對してどのような権限を与
えながら役割もお願ひするのかという三点、お尋
ねをいたします。

○岡松政府委員 今回の再生資源化政策を進めるに
当たりまして、先生御質問のとおり、消費者に対
する問題と国の役割、地方公共団体の役割と、三
つのそれぞれの立場から協力をお願いしていくわ
けでございます。

まず消費者につきましては、消費者の幅広い協
力が不可欠であるというふうに考えておるわけで

ございました。例えば再生資源を原材料として用いた製品、例えば再生紙の利用の拡大を図ること、また分別回収等が市町村等で行われる場合にこれに協力をしていくこと、さらにリターナル瓶と言われる飲料容器などがございしますが、これを余り傷つけずに大事に使用するというのも大事な消費者の協力ではないかというふうに思っております。このように消費者の協力を得るためには意識の啓発が必要でございまして、このためには教育活動だけでなく事業者においても機会をとらえて普及啓発に努めていくことが望まれるというふうに思っております。政府としてもこれらの事業者の取り組みを促すための最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

次に、国の果たすべき役割でございしますが、以上申し上げましたことに加えまして、事業者あるいは消費者の自発的な取り組みによって実現されるべきものではございますが、国においてもこれらの関係者の努力を支援していく必要があるというふうに考えているわけでございまして、具体的に、国は、法にございまして金融面、税制面あるいは予算面での必要な措置を講ずるほか、物品の調達に当たりましては再生資源を利用した製品の購入を行うといった配慮も必要ではないかというふうに考えております。また再生資源の利用促進を図るために研究開発の推進、その成果の普及に努めること、さらに教育活動、グリーン・ジャパン・センターなどでの広報活動を通じて国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めていくことも大事な側面であると考えております。

また、地方自治体に期待する役割でございしますが、自治体は一般廃棄物の処理事業の実施等を通じて再生資源の利用の拡大に大きく貢献しておられるわけでございまして、また地元住民にとって最も身近な存在ということから、住民の意識の啓発等に当たって重要な役割を担っていただくわけでございまして、こうした地方公共団体が再生資源の利用を促進するためには、一般廃棄物処理事業の実

施に当たりまして分別回収等を行い再生資源の利用の促進を図ること、また、住民の行う集団回収への協力等を行い、あるいは必要な資金の確保、研究成果の普及等を図りまして住民の理解と協力を求めるなどの措置を講じていくことが必要でございまして、積極的な役割を求められているわけでございます。

なお、このような観点から、本法におきまして国の政策に沿って自治体についても協力をお願いしているわけでございまして。

先生御質問の地方公共団体の権限云々というお話がございましたが、以上申し上げましたように地方公共団体にとりまして非常に大事な責務でございまして一般廃棄物の処理事業を通じて、この廃棄物の処理事業の負担を軽減するという意味でも再資源化というのはその目的に沿ったものでございまして、地方公共団体にも積極的な協力をお願いしたいというふうに考えている次第でございまして。

○山本(拓)委員 非常に模範的な回答をいただきましてありがとうございます。

しかしながら一つだけお願いしておきたいのは、私の地元の鯖江市というところは昔からクリーン作戦といまして各町内に空き缶のかごを設けてあります。絶えず空き缶を回収して、という運動をやっておるのですが、やはり消費者の意識が低いのです。ポイ捨てが多い。だから消費者の意識啓蒙というのが一番大事です。それからそういった広告費を税金でばんばんやる必要もそんなにない。一つだけ私、行政指導をお願いしたいのは、毎日テレビを見ていると「スカッ」とさわかカカ・コラ」とかUCCとかぼんぼんテレビスポットが入りますね。あのスポットを出した最後は必ず空き缶はくさかへというフレーズをセットして入れさせる。例えば朝日新聞とか毎日新聞がたまりますけれども、新聞の下へ古新聞はどこどこへ持っていくとくださいと印刷させる、やはりそういうことも指導させていかないと、そうすると、向こうのメーカーのいわゆる広告宣

伝費の中で普及活動できるわけですからね。そこらはどうですか。

○岡松政府委員 先生御指摘のとおり、この事業を進めるに当たりましては、やはり国民あるいは事業者、それはメーカーばかりでなく流通業者、さらに行政、これは国、地方公共団体を通じてございまして、国民一体となつて進めていくということが大事でございまして。

と同時に、先生お話しのように、一方的に販売のためのキャンペーンだけでなしに、リサイクルを進めるためのスポットを入れたらどうかというお話がございましたが、実はこの問題につきまして昨年通産省で産業構造審議会の中に特定の部会を設けまして議論をしたわけでございまして、その議論を終わりました最終部会におきまして、委員の方、これは実は会長の社長さんでございまして、今後自社の製品の広告を出すときには、必ずその下に自分の製品の広告ではなしにリサイクルを進めるためのテロップを流すように社の方針として決めたというようなことをおっしゃった方もおられました。そのような形で企業の方も前向きに取り組んでいる事例が出てきておりますが、まさにそういうみんなの努力を通じて進めていくことが大事ではないかというふうに考えておる次第でございまして。

○山本(拓)委員 ぜひともそういう方向で、こういう国側の答弁でございまして、お願いいたします。なしに、すべて結果ですから。我々がたまたまテレビを見ても、宣伝文句の後ろにはちゃんとテロップがどこの企業も流れるようにひとつ行政指導をお願いしたいと思うところでございまして。それからもう一つは、再資源化についてお尋ねをしたのですが、昔、私らが小さいとき空き缶を集めたり古新聞を集めたりしましたが、最近なかなか採算が合わないというところでそういうことはやりました。そういう中で、今再資源化の現状はどうなっているのか、まず現状についてお尋ねをしたいのと、そして、これからの再資源化というのは、私は個人的な見解では採算が合

わないことはなかなか長続きしないと思うので、そこらを含めて再資源化を進める意味での基本的な取り組み方をお尋ねをいたします。

○岡松政府委員 御存じのように、我が国は国内的な資源が乏しいところから主要な資源は海外に依存をしておるわけでございまして、そのような状況から、さまざまな工夫、取り組みのもとに從來から再資源化ということが進められてきております。ビール瓶などがその典型であるわけでございまして、このほか鉄くず、金物の回収等も古くから行われてきているわけでございまして。さらに、二度の石油ショックを経過いたしました一時は資源に対する認識が高まったのでございまして、その後、一次産品の価格の値下がりあるいは円高等を通じてややこの意識が低下してきているというの事実でございまして。現在、回収率について二、三例を申し上げます。現在、回収率についてはほぼ五割ぐらゐのレベルにございまして、スチール缶四割ぐらゐ、アルミ缶も四割程度というようなところでございまして、むしろここ数年は横ばいの状況にあるというところでございまして。

それで、先ほど触れさせていただきました産業構造審議会の答申におきまして、やはりこれらに対処していくためには事業者、消費者、自治体が密接な連携をとりながらリサイクル社会を構築していくということが一つでございまして、また、事業者は生産段階で再資源としての利用を容易にするような措置を講じていくという取り組みが必要でございまして、またさらに、国民間における技術開発の推進という形で対処していく必要があるというふうに考えておるわけでございまして。これをひっくり返しまして、物ごとにガイドラインをつくるということが答申で盛り込まれているわけでございまして、このガイドラインに沿って物ごとに対策を進めていくことを考えておる次第でございまして。

○山本(拓)委員 では、法案の概要について、ちよつと基本となる事項についてお尋ねをいたしますけれども、まず、この法案の再生資源という概念で

ございます。この再生資源の具体的な内容についてお尋ねをしたい。そしてまた、再生資源と廃棄物とはどのような関係にあるのか。廃棄物というのは、厚生関係で今までやってきたね、使い捨ててというようなことで、それはそれで、そのまま埋め立てする場合に廃棄物の名称でいいのです。それをもう一遍使って再生する、このリサイクルの形は、今度はボランティアやなしに商売ベース、消費者ニーズに乗って商品として出そうということですから、そういう意味ではやはり企業が用いているようなCIが必要でないかな、再生資源という言い方でなしに、再生資源という、僕はちょっと業者に聞いたら、再生資源と書くと同じ物でも商品価値が下がるおそれがある。だから、違った言い方ができないか、リフレッシュなとかとか。だから、そういうCIの呼び名を変えなくてもひとつ検討する必要があるのではないか。そしてまた、廃棄物も、リサイクルする場合の廃棄物についてはちよつと呼び名も変える必要があるのではないかな。たわいもないことですが、意外と消費者の気持ちなんというものはそういうところで動きますから、やはり売れる形にしたいかないと企業はそういうものはきちつと対応しませんので、そこを含めてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○合田政府委員 お答え申し上げます。
この法律は、御承知のとおり、再生資源の利用の促進を図ることが目的でございます。先生御指摘の再生資源という言葉は本法の措置の対象となる範囲を定める上で非常に重要な概念でございます。
具体的に御説明させていただきますと、本法の第二條第一項にその定義規定が書かれておりますが、その中で、再生資源は三つの類型のものが含まれております。
第一の類型は、一度使用された物品、使用されずに収集または廃棄された物品と書いてございまして、これは消費者等を経由して排出されましたものを指しまして、具体的には古紙とか缶とか瓶

等がこれに含まれるわけでございます。それから第二の類型は、製品の製造、加工、修理、販売事業、エネルギーの供給事業に伴って副次的に得られる物品と書いてございまして、工場あるいは発電所から発生する鉄鋼スラッグや石炭灰がこれに該当するわけでございまして、第三の類型は、土木建築工事から副次的に得られた物品でございまして、コンクリートくずがこれに該当いたします。これらのものの中で、原材料として利用できるものまたはその可能性のあるものを再生資源と定義いたしております。

それから二番目のお尋ねの、再生資源と廃棄物との関係でございますが、再生資源は、使用された物品や副産物についてそれらが廃棄物として処理、処分されます前に有効な資源として利用できるもの、あるいは廃棄物として処理過程に入った後で資源として再び取り出して利用されるものでございまして、一方、使用された物品や副産物が利用されないで処理、処分されることになりまして、それは廃棄物ということになります。したがって、それは廃棄物という副産物や物品でございまして、資源としてそれが利用されるかどうかによつて再生資源と廃棄物が区分されることになるわけでございまして、具体的な法的規定におきまして、再生資源の利用促進のための措置は、使用された物品や副産物を原材料として有効利用し得るかどうかという見地から規定が行われているわけでございまして。

それから最後に、再生資源という名称がどうも現状等から見て適してないのではないかという御指摘の点につきましては、今後とも十分に勉強をさせていただきますというふうに考えております。
○山本(拓)委員 前向きで勉強していただきますようにお願いいたします。しかし、この言い方というのは役人さんの頭では無理だと思ひますから、どこか専門の業者に頼んで、コマースシャルの専門の業者にでも意見を聞くなりして勉強していただきたい、これは要望としてお願いをいたしたいと思ひます。

ておきます。
続いて、この法律案について、再生資源の利用の促進に関する基本方針が重要な役割を担うと思ひうわけでありまして、再度基本方針はどのようなものか。そしてまた、この基本方針の策定は七大臣が行うことになっております。いわゆる通産大臣、建設大臣、農林大臣、大蔵大臣、厚生、運輸、環境庁長官、七大臣が行うことになっていますが、その理由は、

そして、もう一つ私が思うのは、この啓蒙普及活動については、やはり子供のときから啓蒙普及活動をしていかなければならない。もうひとつし行った人に幾ら言ってもなかなか頭に入りません。やはり子供の学校の時間の、道徳の時間ぐらゐからそういった考え方を植えつける必要があるのではないかな。そうすると、もう一つ文部省、文部大臣も入れた方がいいのかなと思ひます。それでございまして、そこを含めて、なぜ七大臣で行うことになっているのか、お尋ねをいたします。

○岡松政府委員 お尋ねの点、三点あったかと存じます。
まず、基本方針でございますが、本法の基本方針は、再生資源の利用を総合的、計画的に推進するための政策の基本的な方向を明らかにするものでございまして、法律上重要な役割を担うものでございまして。
具体的内容は今後の検討によるところが大きいのでございまして、主要な再生資源の利用の目標を書くこと、それから目標実現のための技術開発、それから新規用途開発等の再生資源の利用の促進に関する事項等をできるだけわかりやすく提示するということを考えております。また、「環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項」というのも盛り込みまして、本法において講じられる措置の具体的な事項を明示することによりまして法律の円滑な実施を図ることといたしてまいりたいと考えております。

第二点でございますが、具体的に基本方針を定めるに当たりまして、御指摘のように七大臣が主務大臣ということになっております。これは、再生資源につきましてもその発生及び利用の状況、それから利用のための技術の内容、利用の可能性等につき最も知見を有している事業所管大臣、すなわち、所管物資の生産、流通、消費等の増進を図る権限、責任を有する大臣が策定に当たることが必要であるということでございまして、事業所管大臣が六大臣並んでおる次第でございまして、同時に、「環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項」というのがあられるわけでございまして、これについて知見を有する大臣も主務大臣とするということで、主務大臣を都合七大臣というふうにした次第でございまして。
第三点として、教育の問題について御指摘がございましたが、法第八條にございまして、この政策の推進に当たりましては国民の理解を深めることが大事であるというふうなことを考えております。国として教育活動、広報活動を通じて国民の協力を求めていくように努めるという規定を設けまして、広く国民の理解を深めていくということをやったところわけでございまして、法律の施行に当たつての大臣といたしましては、七人の主務大臣でこれを進めてまいりたいという考え方でございまして。

○山本(拓)委員 本法の実際の運用に際しては、具体的にいかなる業種、製品が政令で指定されることになるのか、ちよつとお伺いするわけであります。いわゆるどのようなものが重要で、政令指定を予定している業種、製品の具体的な内容についてお尋ねをいたします。
○岡松政府委員 お尋ねの、具体的にいかなる業種、製品等を指定するかということにつきましては、法律の施行までに決定いたしましたことになるわけでございまして、この法案をまとめるに当たりまして土台となりました産業構造審議会の答申で取り上げられております業種、製品等を念頭

に置きまして適切なものを指定していきたいというふうに考えております。

例示をさせていただきますと、まず特定業種でございますが、これは紙・パルプ製造業あるいはガラス瓶製造業というものを考えております。それから、第一種指定製品につきましては、大型家電製品、自動車、ガラス瓶などを念頭に置いております。第二種指定製品につきましては、スチール缶及びアルミ缶などを念頭に置いております。それから、指定副産物がございまして、これは鉄鋼スラグあるいは建築廃材等が私ども念頭に置いてあるものというふうにお答えを申し上げます。

○山本(拓)委員 ここで一つちょっと気になる話をお尋ねしておきますが、厚生省において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正案を検討しているとお聞きしているのですが、それらの関係、そちらの方の法案と今回の法案との関係はどのようなものか、お尋ねをします。

○岡松政府委員 先生御指摘のとおり、ただいま厚生省におきまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正案を検討中でございます。

本法との関係でございますが、申すまでもなく、本法は、事業者の再生資源の利用を促すために、個別産業を熟知する各事業所管大臣が事業者に対して各種の政策を実施する法律でございます。これに對しまして、廃棄物処理法の方は廃棄物の排出の抑制及び適正な処理を確保するという観点から各種の措置を講じていくというものでございます。

廃棄物につきましては、これまで廃棄物処理法のもとで廃棄物となつた後の処理処分を円滑に進めるといふ観点から対応がなされてきたわけでございます。しかしながら、現在のこの深刻な廃棄物問題に對処するためには、廃棄物処理法の改正によつて廃棄物の適正な処理等の徹底を図るとともに、廃棄物となる以前の生産、流通、消費の各段階におきまして再資源化に向けての事業者の努力を促すことが不可欠であるということと判断いたしましたして、本法案を提出したわけでございます。

この二法案は、いわば車の両輪という関係にあると申してよろしいかと思いますが、相互に補充し合いながら、廃棄物の処理の減量化、リサイクルの具体化を図っていくものでございます。

なお、本法の再生資源には、廃棄物であつても原材料として利用することが出来るものは含まれることになるわけでございますが、具体的には、本法の第二十四条におきまして、主務大臣は、地方公共団体等の行う廃棄物の処理について、必要があるとき、必要な協力を求めることができる、という規定を設けておりますが、そのような形で法文上も橋渡しが行われているということでございます。

○山本(拓)委員 ぜひとも、きちつと制度ができて運用ができるように指導徹底をいただきたいと思つております。

いろいろと大臣にも決意のほどをお聞きしたかつたわけですが、まだお見えになりません。それで、私、持ち時間がまだ十分ほど残つておりますので、関連として、きょうはエネ庁長官に無理を言ひましておいていただきました。リサイクルの関連で、原子力発電所の美浜事故のことでちつととお尋ねをいたしておきます。

私は、選挙区は福井県でございますが、特に前職は県会議員を二期やつておりましたので、県会自民党の立場で原子力行政を推進してまいりました。ところが、今回の事故は県民も非常に失望いたしました。そこで、済んだことをやかく言うつもりはございませんで、今後の処理とこれからの前向きな対応についてお尋ねをいたします。

そういう中で、先般関西電力の美浜発電所二号機の事故にかかる申し入れということで全国レベルの原子力発電所所在市町村協議会、会長が敦賀の市長の高木さんであります。市長を先頭に申し入れを長官のところへ行ったと思ひます。三項目に分かれておまして、一つには、事故原因の徹底究明及び定期検査の見直しを図る等、再発防止に早急に全力を入れてほしい。これは、いわゆ

る予兆をどのようにとらえるのか、今までは健康診断しているから安全だといふ一つのロジックのもとで我々は安心をしてきたわけでありますが、それが根本的に崩れたわけでありまして、しかも、老朽化問題もあわせて出てまいるところでございます。そういう観点からどのような再発防止をできるのか、それも早急に確立されたい。しかも、それをいつごろまでに明確にしたい。

そして、第二番目が、蒸気発生器や原子炉再循環ポンプ等、重大事故につながる機器の異常兆候の発見初期段階において直ちに原子炉を停止する等、事故の未然防止に万全の処置をとられたい。このことでもございまして、それらについてきちつとした対応をお願いしたい。

そしてもう一点は、重大事故発生時点において、立地市町村はもとより周辺市町村を含めた緊急連絡体制を確立していただきたい。今回の事故におきまして、その立地のところは少しおくれで連絡がいきまされたけれども、その隣は全然音さななし。行政区画というのとは線が引いてありますから、どちらかというところがあるのです。だから、隣の方がより近いところがあるのです。だから、そういうところもきちつと連絡がいくように。もともと原子力行政というのは国の一元的責任だといふことで地方団体には権限が与えられておりません。そういう中で、今後どのような避難対策を講じたいのか。

そしてもう一つお願いしたいのは、事故だと連絡されてもどうしようもないのです。国は自然災害と同じ扱いで行政をやらないと言ひますが、火事とか地震なら目で見て聞こえますけれども、原子力の問題だけは見えな、聞こえない、におわなで全然わからぬのです。風向きと逆の方に逃げるといふても、風向きなんといふのはしつちゅう変わるわけですから、普通の自然災害と違つて、地元が要望しておりますように原子力災害特別措置法というものを、この程度漏れたならばこういう方向へ逃げなさい、こういうふう

うにしないといふマニュアルを国がつくつてくれないと、ただ自然災害扱いで県知事が、市長がやりなさいといふても、これは指導しようがないです。安全管理の安全協定とか結んでおりますが、それが法的根拠があるならいざ知らず、それは一切ありません。すべて国管理でございます。紳士協定ですら破つても制裁措置はないわけですから、法的にもすべて国が管理しておられるわけですから、事故が起きた、重大事故は起きませんけれども、このようなものが起きた場合の通報体制と、万が一避難が必要な場合の避難マニュアルというものを特別につくる必要がある、これが市町村長の一致した意見であります。

この人たちは今、四月の統一選挙で戦っているのです。そういうことを踏まえて、逃げるのではなしにきちつと答えを出していただかないと、今まで推進してきた者に対してな一層不信感につながりますので、特にお願いを申し上げます。

○緒方政府委員 関西電力の美浜二号機の問題につきまして、いろいろ御心配の御指摘があつたわけでございますが、お話がありましたように、敦賀市長さんが会長をしておられます全国原子力発電所所在市町村協議会の代表の方々が一日に私のところにおいでになりまして、三点の申し入れがございました。

第一点の事故原因の徹底究明と再発防止策の確立。これはもちろん私も現在、徹底的な原因の究明を指示し、やっているとございまして、破断いたしました細管を取り出して、東海村にある研究所で分析に入つたところでございます。その結果が、データが出たところで専門家の意見を聞きながら原因の究明をし、その原因が究明された段階で、それに対応する有効な再発防止策の確立をし、もし必要があるならば定期検査方法の見直し等についてももちろん取り組んでいきたいといふことでもございまして、その旨お答えをしてございます。

それから二番目には、PWRにつきましてはこの問題を起した炉を含めて全国で十七基がある

わけでありますので、それぞれ若干仕様は違っておりますけれども基本的には同型炉でありますので、同じような問題が起らないかということが御心配でございます。そこで、現在動いている他の加圧水炉については、初期段階で、二次冷却水側にいささかも異常な放射能の検出を認めた場合には安全サイドで原子炉をとめるようにという指示をしたところでございます。

それから三番目には、連絡と防災の問題でござい
ますけれども、もちろん原子力の利用に当たり
まして地元の住民の方々の御理解、信頼を得て事
業を進めるといふのは事業の基本でございませ
う。したがって、この原子力発電につきましても、
そういう点で何か問題が起こったような場合に地
元の自治体に連絡が適切に行われることが非常
に重要であろうと思っております。そして、今回、御
指摘のように一部適切さを欠くと認められる点が
ございましたので、私ども、加圧水炉を有する電
力五社に対してこの点も含めて指導をいたし
まして、この結果五社からは、厳密な意味での立
地をしている市町村だけではなくて、周辺自治体
も含めて地元の自治体へ迅速かつ適切な連絡を行
う旨社内で周知徹底するとともに、連絡通報体
制にかかわる体制の整備等について検討を進める
旨の回答を三月一日付で私どもも通産省に正式に報
告を受けたところでございます。

防災の問題につきましては、従来からいろいろの議論がございますけれども、現在は地元におきまして防災の計画をつくっていただいて、それに基づいて、もし万一何がありましたときには、専門的な問題についてはもちろん国の側から専門家を派遣する等、助言指導は行わせていただくわけですけれども、基本的には防災の枠組みの中で、例えば避難の問題などについてはその防災計画に従って対応していただくということでやっております。

いずれにいたしましても、原子力発電所の所在
市町村あるいは周辺の方々が安心をして、信頼を
して見守っていただけるような安全対策につきま

して、また適切な周知、広報活動につきまして、事業者はもちろんのこと、国においてもできる限りのことをやりまして信頼の回復に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○山本拓委員 今までずっと言われてきたことの繰り返しでございまして、とても満足できるものではございません。時間がありまけんから別にここでのうのこの言うつもりはございませんが、地元の安全というのは、安全なのはわかるのですが、それならここであつとお聞きます。

去年、総理府が原子力発電所についての意識調査をしました。国民はもう六五％ぐらいの人が原発が必要だとみんな認めているのです。しかしながら、九〇・二％の人が不安だということで不安を訴えている。今まで住民の理解、住民の理解という施策で一生懸命やってこられた結果九〇％の不安感が出てきたということに対して、長官はどのように思っておられるのですか。

○緒方政府委員 原子力について不安を感じるか感じないかという設問をいたしますと国民の非常に多くの皆さんが不安であるというお答えをされるということは、そのとおり率直に受けとめるべきであらうと思っております。

先ほど先生もおっしゃいましたように、放射能というものは五感に感じないものでございます。したがって、五感に感じず、しかも微量の放射線の障害はいわゆる晩発性の障害でございます。数十年たつてから発がん率が上がるというような形であらわれてくるものでありますので、なかなか実感としてわかりにくい点があるのは事実でございます。また、原子力防災、原子力の安全の問題について一般の方が科学的な意味で正確に自身を理解するのはなかなか難しい問題でございます。そういう点について、原子力の開発に携わるものあるいはこれを事業として進めているものものが、難しい問題ではありますけれども、極力それをわかりやすく説明をし、理解をしてもらえるように努めることが必要であり、またジャーナリズ

ムを初め、科学評論というようなジャンルについてもそういう面で大いに貢献をしていただくように私どもは期待をしたいわけでございます。行政も及ばずながらそういう一翼を担ってまいりたいわけでありますけれども、大いに努力をしているつもりでございますけれども、正直言つてなかなか難しい問題であることは認めざるを得ません。

○山本(拓)委員　今まで一貫してをやつてき

た結果が九〇・二％なのです。そこを理解していただきたい。今までやってきたことは余り功を奏してなかった。だから、今までやってきたことではなくて、少し頭をやわらかくしていただきたくはいます。推進はわかるし、これからも協力はしていきますけれども、何でもかんでも安全だ、安全だ一本やりで、そしてまた必要論一本やりでやっていったって、もう皆さん言うことは聞きませんよ。しかしながら、長官は福井県出身でございますから、これ以上は強くはやりませんけれども、そういう点はよく理解していただかなくては困る。

だからもう一つ、実はきのう科学技術委員会と同行して地元の視察に行ってきたのですが、やはり責任者はエネ庁なんです。だから、知事がどとうのこの方と言っていますが、知事だって権限がございません。だから、責任者と直接話したいと

いうのが率直な意見なんです。だから、きょうはもう時間がありませんから、細かい答弁はもうもらえないので大まかに二点だけ聞いておきたいのは、こういう事故が起きたのですから、責任者、長官として地元の市町村長を一週東京へ呼ぶか、またおのずから出かけるかしてじっくり懇談する、同じテーブルにのる、そういうものをつくるつもりはないのですか。検討じやなしに、あるかないか、ないならもう仕方がないのですが、そういう点をちょっと考えていただきたい。

そしてもう一つ、イメージ的に、僕は選挙中に年配者に聞いたら、原発と原発を聞き違える年寄りが大分多いのです。ね、原発、原発と言ったら原発爆、原発と。だから、最近農協でさえ名前を変えろ、と言っていますから、やはり現場で使っているよ

うな原発、原子力発電所という名前を変えて、例えばパワーステーション、PS、教習PS、美浜PSというように、名称もひとつ変えるようなことを含めた住民の理解策も考えていく必要があるのではないかなというふうに考えます。その二点最後に質問して終わらさせていただきます。

○奥田委員長 時間が来ておりますから、簡単に答弁願います。

○緒方政府委員 第一点目につきましては、先ほどもお答えしたように敦賀市長さんには既にお会いしております。いろいろな機会、いろいろな方法で地元の方の御意見を聞くことについてやぶささかではございません。方法については検討させていただきます。

二点目の、名称の問題については、貴重な御意見としてひとつ検討させていただきます。

○奥田委員長 加藤繁秋君。
○加藤(繁)委員 再生資源の利用の促進に関する法律案について、加藤繁秋、今から幾つか質問を

いたしたいと思います。

この法律の提案理由のように、現在ごみ問題と
いうよりもむしろごみ戦争といえますか、東京圏
から東北や私たちの住んでいる瀬戸内海へ攻めて
きているという埋め立ての問題あるいはこの処分
場の建設の問題なんか次々と全国に飛び火してい
る中で、東京においてもそのような状況ですから、
もはや埋め立てをするところがないという現状ま
でごみの問題がきているというのは、私はこの産
構審の内容も法律の提案理由とも全く同感でござ
います。そういう中ですから、私の香川県にも、そ
して東北の方にも産業廃棄物がどんどん捨てられ
ている。特に私、香川県ですが、香川県の豊島とい
うところに産業廃棄物が不法投棄で捨てられまし
て、これを一体どうするかということで実はいろい
ろ審議していましたら、業者が倒産をしていま
して、したがってその捨てられた産業廃棄物をの
ける、処理するためには十七億円という金がかか
る、これは一体だれがするののかということで大
問題となっているわけなのです。したがって、今

回提案されておりますようにできるだけごみを出さないとか、あるいは出された廃棄物がごみにならないような、そういう手段をやっていくということについては大賛成でございます。私共は野党とか与党とかということではなくて、目の前の環境破壊という、廃棄物を一体どうするか、そういう立場で補強的な質問を幾つかさせていただきます。

そこで、この再生資源の利用の促進に関する法律の「目的」の項ですけれども、この「目的」の項の中に「もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」というような条項があるわけなんですけれども、国民経済の健全な発展を目的とするならば、いわゆる環境保全という目的よりも経済の発展の方が優先するんだという、そのような条項に読めないことはないわけなんです。そして、その点に關してもう一つは、産廃審の答申が出ていますけれども、この答申の中の基本的考え方の中には、有限資源を大切に利用し、かけがえない地球を廃棄物による環境悪化から守るためには、廃棄物とならないように減量化し云々とあるわけなんです。したがって、この産廃審の目的の中には環境保全というのが第一義的に書かれている。しかし、こちらの方には経済の発展というのが第一義の目的になっているような感じがするのです。これは矛盾するのですが、一体どっちが正解ですか。

○岡松政府委員 法律第一条の「目的」についての御質問でございますが、まず本法と答申との関係でございますが、答申で出てまいりました考え方を土台にいたしまして、この法律案をまとめさせていただいたわけでございます。そして、この第一条に本法の目的が記載されておるわけでございますが、この目的の中にもございまして、廃棄物の発生を抑制することとそれから環境の保全を図っていくことをねらっておるわけでございまして、そのためには資源の有効利用を確保していかなければならないという考え方に立っているわけでございます。そして最終的な

目的として「国民経済の健全な発展に寄与する」ということで締めくくっておるわけでございまして、まさにこの「健全な発展」という中には環境の保全も廃棄物の抑制もすべてを含んだ意味で、最終的な目的としての「健全な発展」という言葉で結んでおるわけでございまして、そこらを含んだ概念として御理解を賜りたいと存じます。

○加藤(繁)委員 含んだというのがあるのですが、実は私、ここに公害対策基本法という法律を持っているのですが、これは昭和四十二年の「総則」の第一条の二項でこういうふうに書かれているのです。「前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」と。こういう条項があるわけなんです。ですからこの公害問題を取り扱う場合、今回サイクルの問題ですから、廃棄物が環境を汚染するという問題ですから、ほぼ同じように考えますと、この公害対策基本法の第一条の二項、実はこれは昭和四十五年の第六十四回の国会、公害対策基本法の一部を改正する法律案で山中総理府総務長官がその点について削除を提案しているわけなんです。経済の健全な発展と調和するということ、これをどうして削除をするかということですが、こういう理由で書かれているのです。「政府の公害に取り組む姿勢を明確にするため、公害対策基本法の目的を全面的に改正するとともに」というのがあるわけなんです。したがって、公害問題がずっと盛んになってきていますから、この目的をより明確にするためにそういう経済の発展というのを今回のけよう、こういう提案でのけられていくのです。そうしますと、今回この目的の中には含むということですが、一番最初、この公害対策基本法のとくにも含むということになっているのですが、これよりもややおくれた提案になっているのじゃないですか。その点についてお伺いします。

○岡松政府委員 本法のねらいとするところは、この目的の書き出しにもございまして、資源に乏しい我が国として資源の有効活用を図って

くということにあるわけでございまして、それが廃棄物の発生という新たな問題の解決にもつながるし、また、環境の悪化という現実が生じつつある問題の解決にもつながるといってこの目的を考えておるわけでございまして、これらを通じて国民経済の健全な発展を図るということは、資源の有効利用を図ることによって同時に環境の保全あるいは廃棄物の抑制にも資する考え方になるのだということでございます。その意味で、公害関係の法案から「経済の健全な発展」という条項が削られたのは、確かに制定後、公害国会における修正があったわけでございますが、その考え方と本法のこの考え方とは決して矛盾しないわけでございます。資源のリサイクルを進めるに当たって環境の保全についても十分考えて進めなければならぬということが法律の目的の中にもうたわれているというふうに御理解いただきたいと存じます。

○加藤(繁)委員 それでは、環境の保全ということと国民経済の発展に資するということとはどっちが優先をされるというふうに理解をしたらいいんですか。

○岡松政府委員 この法律の目的とするところは、最終的な条文からもお読みいただけますように「もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということでございますが、それらのプロセスにおいて何をしていくかということがむしろこの法律の根幹でございまして、その意味で資源の有効利用の確保を図ることがこの法律のねらいとしておるところでございます。そこで法律の題名も「再生資源の利用の促進」ということを書いておるわけでございまして、これを進めることによって環境の保全にも資するし、廃棄物の発生を抑制にも資するということでございます。これらを通じて「国民経済の健全な発展に寄与する」ということを、最終的にはそれにつながってくるものだということを示しておるわけでございまして、あくまでも法律の目的は、題名にもございまして、資源の有効な利用を確保し

ていこうということを考えておるために、そのために再生資源の利用の促進を図っていこうということをやねらっている法律でございます。

○加藤(繁)委員 いや、何回も言うのですが、この産廃審の基本的な考え方には、「かけがえない地球を廃棄物による環境悪化から守るために」という、そういう基本的な考え方があるわけなんです。したがって、環境保全ということを中心とした義に我々は考えてそのためにこの再生資源、再生利用を促進するんだ、そういうふうに理解していいのでしょうか。それでいいですか。

○岡松政府委員 御指摘の産廃審の答申でございますが、まさに基本的な考え方としてここに書かれておりますように、有限資源を大切に利用し、そうすることによって「かけがえない地球を廃棄物による環境悪化から守るためには、云々と」なっております。その考え方に沿って、まさにここに指摘されておりますように、再生資源化を促進していくことが必要であるという考え方から本法案をまとめさせていただいてございまして、この考え方、ここに盛られております「かけがえない地球を廃棄物による環境の悪化から守る」ということが、法文上に出ております廃棄物の発生を抑制に資する、あるいは環境の保全に資するということに化体しているというふうな考え方でございます。

○加藤(繁)委員 私はなぜそれにこだわるかといいますが、一九七二年の六月、国連の人間環境会議で人間環境宣言というのが出されているわけなんですけれども、これは日本政府も賛成しているわけですが、この中に実はこういう文章があるわけなんです。「現在および将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、すなわち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった」ということですから、つまり、環境を守るといことが平和やあるいは経済社会発展の目標と同じぐらい重要なことであることが国連の中でも確認されてい

法律の施行に当たって非常に大事なポイントではないかと考えている次第でございます。

○加藤(繁)委員 わかりました。経済原則だけでは進まない、そこをもう一つ超えるという意味で提案したのだということですね。わかりました。

それで、先ほど大臣もおっしゃったのですが、今回の法律は、七人の主務大臣がいっしょに、そういう大変広範囲なものになっているわけなんです。これらの問題をやるためには、もちろんそういう広範囲で、しかもさまざまな方の協力が得られなければならないということなんですけれども、そうしますと、その七つの大臣ということになると、総合的に調整するのはその七つの中で一体だれがするのかということなんです。その点について大臣にお伺いしたい。

○岡松政府委員 現在、主務大臣の規定が、基本方針を定めるに当たりまして事業所管大臣の六人と、それから環境庁長官が加わっておるわけでございまして、この七大臣の共同作業といえますが、共同して定めていくというのが法律に定められた規定でございます。七大臣一緒に定めてこの基本方針を定め、本法を実施してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○加藤(繁)委員 大臣、どうですか。

○中尾國務大臣 御案内のとおり七省、通商産業大臣、建設大臣、農水大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣、それから環境庁長官にまたがるわけでございますが、主務大臣は再生資源の利用の総合的推進を図るための方針を策定して発表する、こういうことでございまして、事務レベルでお互いに交流し合いながら協議、あるいは、なかなかこういうものにおける運営の仕方というものは、その場その場で多少変わるかもしれませんが、通商産業大臣がこの商工委員会の主管でございますだけに、私もその任に当たっておるだろうと思っております。

○加藤(繁)委員 いや私は、七つありますけれども、一体どこが主たる調整役になるのですか、こういう質問をしたのです。七つがどこかと聞いた

のじやなくて、それは書いてあるから私は知っておるのです。どかが、例えば会議を招集する場合だったら、一体どかが呼びかけるのですか、だれが中心になってこういう重要な問題を前へ進めていくために作業するのかということをお願いしたのですが、答えてないですよ。

○岡松政府委員 法律に定められておるところに従いまして主務大臣が一体となって進めていくわけでございますが、それぞれ事業所管大臣がおるわけでございますので、それぞれの知見を持ち寄りまして全体の取りまとめをしていくということでございます。先ほど大臣から閣議というようになつて進めるといふことで御理解いただきたいと思います。

○加藤(繁)委員 政府委員にお伺いいたしますが、持ち寄るということですが、どこに持ち寄るのですか、だれのところを持ち寄るのですか。

○岡松政府委員 御質問の点は手順的なことをおっしゃっておられるのかと思うのでございますが、法律の施行に当たりましては主務大臣が一体となつて協力をして進めていくということで御理解いただきたいと思います。

○加藤(繁)委員 なぜこういうことを言うかという、主務大臣が多方面にわたつておる場合には責任の所在がなかなか明確にならない。したがって、いやこれは私のところになります、いやこれはこちですというふうになつてお互いが逃げる、都合の悪いときには全部が逃げて都合のいいときには全部が寄つてくる、こういう状況になりはしないか。したがって、私が期待するのは、この問題については通産大臣が主となつていろいろな方の意見を聞いて総合調整を図っていきます、こう答えてくれれば何でもないことなんです。どうしてそれが言えないのかということなんです。

○岡松政府委員 今回の法律の建前は、あくまでも物に即して資源の有効利用を図っていく、再生資源の有効利用を図っていくという考え方でございまして、それぞれの事業所管について事業所

管大臣が責任を持って進めるといふ考え方でございます。したがって、当然のことでございますが、通産省は建設省所管のものについて責任を持つというわけにはまいらないわけでございまして、その意味で、先ほど来七省庁が一体となつて協力して進めていくことを申し上げている次第でございます。

○加藤(繁)委員 いや、私はそういうことを、ほかの省庁に対して何か介入しないかということをおっしゃっているのではないのです。野球でもあるでしょう。サードとセカンドの間にショートがいるでしょう。あのボールはセカンドとサードでどっちがとるか、やはりショート、遊撃手がいるのです。そういう位置に関する人がいないと、いろいろな、厳密に分かれる場合もあるかもしれない、またがる場合もある、またがる場合にはここが中心になつてやりますという、これはサイクル法案ですから、通産省が責任を持ってやらなければいかぬのじやないですか。したがって、皆さんも知っているのとおり、これまでの行政の、縦割り行政のひずみというのはいっぱい生まれてきているから、ぜひこの法案でそういうことのないようにしてほしいなという願いを込めて質問したということなんです。したがって、私の質問が、何か建設省のことをやりなさいとか厚生省のことをやりなさい、こんなことを言つてないでしよう。したがって、答弁がまずいですから、もう一度答弁してください。

○中尾國務大臣 委員の御指摘はよくわかります。さはさりながら、今までの問題点として、確かに建設省の分野もいろいろあります。農水省もこういう紙やその他食料品を入れるそういうものから、物すごく数の多いということも彼らが提起しておるというふうなわけで、環境庁はそういう意味では全体の環境の責任者だということにおけるレバトリもございましょう。そういう意味においては、私も早速これは整理をしなければならぬことではございますが、商工委員会が中核になつてこれをやっている限り、通産省がこれは

中心にならざるを得ないなという感じで受けとめておりますので、早速その点は連動、連結し合つて、そしてまとめてみたいと思つております。

○加藤(繁)委員 ぜひそのようにお願いをします。それでは次の問題に入ります。

特定業種の問題についてお伺いしたいのですが、主務省令で定めるといふことと、それから「再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める」といふふうにあるのですが、この判断の基準を定める場合にどういう機関で定めるのかという問題、もし機関があるならばメンバーは一体だれなのかということ、そしてその中の討論は公開をされるのかどうかということについてお伺いをします。

○岡松政府委員 判断の基準の策定の手順でございますが、これは事業者が再生資源を原材料として利用することを促すよりどころとなるものでございまして、具体的には、個別の業種の特性を踏まえて、個々具体的に検討をしなければならぬわけでございまして、それぞれの産業に熟知した事業所管大臣が定めるといふことでございまして、その定め方は各省庁にゆだねられるわけでござい

ます。具体的は今お尋ねでございますのは、審議会等の議を経ていくのかということでございますが、法律上それが求められるという形にはなつておりませんで、大臣の責任において、その知見を傾けて、よりどころとなる判断基準を定めるといふことでござい

ます。○加藤(繁)委員 私、どうしてこれを聞いたかといひますと、定められる側に立った企業の方は、うれしい企業もあるし、うれしくない企業もあると思うのです。そうしますと、この基準を決める段階において、当然企業の側から通産省の方に陳情が行くと思うのです。したがって、この基準を決めるときに、やはり第三者機関とかあるいは審議会をつくるのか、そういう、何かだれにでもわかるような場をつくつておかないと、こんなこと余り言いたくないのですけれども、そうだなあと

いう、まあまあで基準が決めるような可能性がなきにしもあらずだという、そういう点で、判断基準を決めるときにぜひ機関を決めてほしい、こういう機関を決めますというようなことを、実は提案もするしお伺いをしたいということなんです。

そして、同時に、その基準を決めるときに、一体その基準というのは一律に決めるものなのか。再生紙の場合でいいますと、それぞれティッシュペーパーとか新聞とかいろいろ割合が違いますね。そうすると、割合が違う中で、現在利用率が四九%ですから、それを今度は五五%に五年間で持っていくんです。そうしますと、一律で決めるということもできないし、しかもいろいろ割合が違いますから、そういう問題について一体どういうふうに進めていくかというのかということについて、あわせてお伺いをします。

○岡松政府委員 基準を決めるに当たりましては、手順といたしましては先ほど申し上げましたようにそれぞれの事業所管大臣が決めていくわけですが、これを決めるに当たりましては業種ごとにきめ細かい判断をしていく必要があるというふうに考えております。

具体的な紙についての御質問でございましたが、総体といたしましては現在五〇%のものを五五%まで五年後に上げていくということですが産廃の答申で言われておられるわけですが、これも御指摘のように紙によりまして古紙が入れる比率というものはおのずから異なってくるわけですので、全部をまとめると五五%を目標とするわけですが、紙の種類ごとに定めていく、すなわちダンボール等につきましては高い比率になりますし、印刷用紙につきましては低い比率になります。印刷用紙の種類ごと、そこをどこまで細かく決めるかというのまだ一議論が残っておりますが、幾つかの種類に分けてそれぞれについての比率を出し、それが総体として一定の比率、すなわち五五%ぐらいになるような定め方をしていくような対応を

考えておる次第でございます。

○加藤(繁)委員 大臣、先ほど私が聞きました、基準を決める機関をどうするのか。先ほどの答弁でいきますと、もう別につくらない、通産省だけでやりますという意見でしたけれども、まあ業者がありまして、その業者と通産省の関係でございますと、やはり何か第三者機関をつくってやる方がより公開されたものになるし、公平なものになるというふうに私は考えるのですが、大臣どうでしょうか。

○岡松政府委員 再度の御質問でございますが、この基準を決めるに当たりましては、やはり産業の実態を熟知している知見を利用いたしまして、できることから着手をしていくという、まず業種の選択がございまして、また、できる基準を決めまして、先ほどの古紙の例でいきますとパーセントテージを提示し、それに向かって努力をしていく、さらに先が行けるような状況になりました場合には改定をするという手続が設けられているわけですが、そういう形で着実に実効を上げていくという方式が、この基準の決定に当たってはふさわしい進め方ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○加藤(繁)委員 この点については残念ながら意見が分かれるところですから、また後日何らかの場での問題はやらなければいけないと思いついて、次に進ませてまいります。

事業者の社会的責任という問題についてお伺いをしたいと思いますので、これまで売ればよいとかつくりつ放し、売りつ放し、そういう姿勢というものはもちろんだんだん減ってきているわけなんです、そういう減ってきている中で、事業者に対してリサイクルできやすいようなものをつくるための指導、それをどういう指導をするのかとか、あるいはもし廃棄物となった場合に処理に問題があれば製品化させないとか、回収義務をつけたらというように、そういう事業者に対する社会的責任という観点からの指導が通産省の場合必要ではないかというふうに思っています、いかがで

しょうか。

○岡松政府委員 製品の製造についての事業者の指導の問題でございますが、本法律の中にも第一種指定製品という制度がございまして、製品をつくる段階からその製品が使用された後の状況を考えまして、できるだけ再生資源として利用できるようなことを設計の段階から考えていくということが望まれるわけでございます。そのために、事業者につきましてそれぞれの業種、製品ごとの特性を踏まえまして、再資源化、処理の容易化ということを含めて、再資源化、処理の容易化という取り組みを自主的な努力が必要でございまして、この自主的な努力を促していくために、今回の先ほど申し上げましたような規定を設けて法的措置を講じておるところでございます。そのような政策を通じて、製品をつくる段階からリサイクルを考えた設計ということも今後事業者として取り組んでいくというふうに進めていくというふうに考えておる次第でございます。

○加藤(繁)委員 今の点につきまして、もう少し指導の身を突っ込みますと、これまでいろいろな企業は品物をつくり出すけれども、消費者が買ったからうちはつくらんだというところで、まあ消費者に責任が帰せられたような感じになって、企業側と消費者との対話とかいいますが、対話するためには企業の側が、例えば消費者関係とか環境問題に関係する部や課、そういうものをちゃんとつくる、あるいはそういうことをちゃんと重要な位置に占めさせない、こういうような指導ですね。ただ残念ながら、こういう消費者の問題とか環境問題を担当する課というのは比較的、苦情処理の問題に置かれたりあるいは日陰の方に追いやられたりするものですから、そういうところまでひとつ通産省の中で指導を強化していただきたい。そして、消費者の気持ちや環境問題ということ企業もやれるような意思決定機構までひとつ指導を強めていただきたいというのが私の案ですが、その点についてどうでしょうか。

○岡松政府委員 先生御指摘の、事業者と消費者との対話のお話でございまして、あるいは事業者が従来の消費者の苦情処理という対応ではなしに環境保全というものを念頭に置いて部署を設けるべきだというような指導ということでございますが、昨今の再資源化、リサイクルについての議論を通じて、事業者のこの問題についての認識は急速に高まってきているというふうに私も見えております。もちろん、すべての業者がというわけにはまいりませんが、既に御高承のとおり、メーカーの中には地球環境部でございまして、リサイクルを念頭に置いた設計部でありますとか、設計始めておるわけでございます。今後このような動きを助長するように、本法の施行を通じてリサイクル社会の実現に向かい、事業者の努力を一層促していくように私も指導してまいりたいというふうに考えております。

○加藤(繁)委員 そういう指導の成果が出るように期待をしつつ、この問題を終わります。

もう一つ、時間がありませんが簡単に申し上げますが、先ほど、例えば紙でいいますと五〇%の回収を五五%に五年間でやりますよ、こういうことらしいですが、そのための、例えば事業者ごみの回収の問題とかあるいは家庭の協力ですね、それからもう一つは回収業者といいますが、こういう問題があると思うのです。その中で、回収業者の問題についてお伺いしたいのですが、やはり一定した再生、つまり古紙を供給するという、それを経済の流れの中で持つてくるというのではなくて、一定、必ずこれだけは確保できるという体制をしっかりと組まなきゃいけないのではないかと。それを組むためにはやはり回収業者というものが非常に大きな役割を果たすことになる。ところが、よく調べますと回収業者には法的地位はない。しかもまた、世間的にはごみ屋さんというふうな言われて余り喜ばれない。しかも価格の変動があつてなかなか回収業者になり切れない。例えば紙交換でいいますと、一番多いときの人数の三〇%に減ってしまっている。

したがって、そういう人為的な回収をする体制、これが確立されてないとなかなか難しいのではないかと、回収業者に対して地位の向上とかあるいは補助をどのように出すかとかいう、自治体ではいろいろ補助金や奨励金を出しているけれども、国として何か回収業の体制を図るために方策はあるかどうかということをお伺いしたいということなんです。

それからもう一つは、そういうリサイクルをやることになりまると、当然自治体に働く人たちがいるのは清掃に働く人たちに對して当然影響が出てくると思うのです。分別作業をしますと、瓶の回収をしますと瓶の中に違うものが入っている、それをより出さないといふか、より出さないでほううて出しますと結局は値段が下がって、出した方からはあれだけたくさん出したのに何でこんな少しか還元金が来ないのだというのでしかられる。したがって、それを何とかしなきゃいけないということ、私は労働者に対する影響も出てくるのではないかと、したがって、単にやりなさい、やりなさいじゃなくて、自治体や清掃業者に働く人たちの労働環境、そういうことに対する配慮もぜひ強めていただきたいということをお伺いして、私の質問を終わります。

○南学政府委員 お答えいたします。

古紙回収業者についての問題を御指摘になられたわけですが、私も、古紙回収業者は家庭や工場から発生する古紙を集荷選別して、これを製紙メーカーに供給するといふ極めて重要な役割を持っていると認識をいたしております。このような観点から、政府は古紙回収業者に対しましていろいろな助成措置を講じているところでございます。例えば、古紙回収業者の事業用施設の事業所税の減免措置、あるいは古紙こん包装置の省エネルギー税制による税制上の優遇措置、さらには、古紙業者が設備等を導入するための資金を借り入れる場合に、古紙再生促進センターによりまして債務保証制度を適用している、このようないろいろな施策を講じているところでござい

ます。また古紙卸売業者、直納問屋といいますが、この卸売業者につきましては、今後中小企業近代化促進法に基づきまして構造改善事業に取り組みたい、このように考えているところでござい

○岡松政府委員 第二点の自治体の関係でございますが、本法を検討立案する過程におきまして、廃棄物の処理ないし清掃事業を所管いたします厚生省と緊密な連絡をとりながらまとめてきたわけでございます。今後、本法における主務大臣が再生資源の利用を促進する具体的な措置を講じていく上で、再資源化の一環として廃棄物の処理においても協力が必要であるというふうに考えます。場合には、本法の二十四条に規定が設けられておりますが、厚生大臣に對し所要の協力を要請できるという規定を設けておるわけでございます。この規定によりまして、厚生大臣に對し協力を要請するといふ形で十分連携をとりながら、自治体の協力も得ながら進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○加藤(憲)委員 ありがとうございます。

○奥田委員 小澤克介君。

○小澤(克)委員 最初に大臣にお尋ねいたします。本法案を提出されたのはそれなりの目的があるいは現状に對する問題意識が当然前提としてあるうかと思うわけでございます。それについてまず伺いたしたいのですが、この提案理由によりまして、「我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していること、要するに資源の輸入依存性の向上に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物の問題を深刻化しております。」つまり廃棄物問題が深刻化している。こういう現状認識、問題意識に立っておられるように拝見できます。ところが、この法案の「目的」の方を見ますと、「この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、要するに資源の輸入依存性が指摘されて、それから「近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その

相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、こういう現状認識。すなわち、せっかく貴重な外貨を払って輸入した、しかも輸入に依存している我が国において、それらの資源が、再生資源として発生したものをそのまま再利用しないで廃棄されているということとどまっております。したがって、それがなぜ問題なのか、どうも明確でないわけですね。すなわち端的に言えば、資源のむだ遣いをしているというところに問題がありということ、御認識なのか、そうではなくて深刻な環境問題を生起せしめているというところに問題意識があるのか、この「目的」の方では必ずしもよくわからないわけですね。したがって、その両者の関係及びどこに問題意識を置いているのか、重点を置いているのか、そのことについてまず明確にしたいのだと思います。

生量の増大あるいは質的变化等、廃棄物をめぐる問題が深刻化して、その結果、再生資源の発生量が極めて増加して、その相当部分が利用されずに廃棄されているという状況が生じていることだけは事実でございます。

そこで、政府といたしましては、廃棄物の減量化あるいは再資源化の処理の容易化というものを推進しているところでございますが、このうちの再資源化の施策を一層強力に推進する必要がある、資源の有効利用を図って廃棄物の発生を抑制及び環境の保全というものに資するとの見解からこのような法律案を制定することにした、このように私どもは考え、なおかつ法案の提案に踏み切った、こういうわけでございます。

今、私もずっと提案理由を御指摘のとおり通読させていただきましたが、書いてありますのは、「我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化しております。」これはそのままをうたっているわけでございましょう。「このような状況に對して、生産・流通・消費の各段階にさかのぼって資源の有効な利用を図るとともに、廃棄物の発生を抑制及び環境の保全に資するため、今後、法律案を提案した次第であります。」こう書いてある問題点に對して、どうも本法の現状についてどういふ問題意識を持っているのか、何が問題だと考えているのか、こういう端的な御質問でございますから、確かに本法の目的そのものというものは踏まえまして、多少お答えになるかどうか、私もお答えさせていただきます。と思つておるのは、我が国が主要な資源の大部分を輸入に依存している、これはもうだれも論をまたないわけでございますが、近年の経済成長あるいは国民生活の向上に伴いまして廃棄物の発

○小澤(克)委員 端的に言いますと、この目的のところを読みますと、現状認識として、「主要な資源の大部分を輸入に依存している」、すなわち輸入依存性、それからもう一つは「再生資源の発生量が増加している」。そして、「その相当部分が利用されずに廃棄されている」、こういう現状にある、こういう現状にかんがみ、こうなっている。このことが一体、こういう現状認識それ自体はそのとおりだろうと思つて、その現状にどこに問題があるのか、それがどうもわからないのです。輸入依存性に問題があり、すなわち資源安供給のような考え方のようにも読めます。そして、「再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況」といふのは、まだ使える資源なのに捨ててしまふのはもったいないではないか、資源安供給のような考え方からしても輸入に頼っている資源を一回こっきりで捨ててしまふのはもったいないではないか、そういう問題意識にとどまるようにどうも読めるわけですね、この「目的」からだけでは、そして、そういう状況にかんがみて、対応としては「資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生を抑制及び環境の保全に資するため」と、環境の保全というの

プしていいこうというのがこの法律でございまして、あくまでも再生資源の利用の促進を通じて「廃棄物の発生の抑制」あるいは「環境の保全」にも資することとしていいこうということをねらいとしておるわけでございます。

○中尾国務大臣 どうも小澤委員の言われている意味もよくわかりますから、私もちよつと自分なりに整理を今してみたのですが、まず、こは商工委員会でございますから、やはり活性化、再生化、あるいはさらにまたそれを再利用していくといいましようか、そのことに重点を置くということが第一点でございまして、環境問題として、現在の廃棄物というものがそのまま滞貨していくということ自体が与える社会的な影響というものも大きい、これもそうでございまいしょう。ならば、それだったら環境委員会だけでいいんじゃないかというところになってしまふのですが、そうじゃなく

再生化を、そしてまたある意味における、小澤委員のお使いになられた資源安保といひましようか、そういうものにつなげていく活性化への道というものを考えたらは、このリサイクルとしての商工委員会でやっていくのが大きな妥当な道だ、こういうように解釈をし、なおかつこの委員会にメーンのターゲットを絞った、こういうようにお考え賜ればありがたいと思うのでございます。

（委員長退席、額賀委員長代理着席）

○小澤（克）委員　結局わからないのですね。端的に伺いますが、再生資源を再生利用する、つまりリサイクル利用する、それがこの法案の目的であることはよくわかるのですが、なぜそうすべきなのか、その高次の目的は何なのか。すなわち、環境保全なのかそれとも資源の有効活用なのか。どっちなんですか。

○岡松政府委員　この「目的」の第一条に書かれておりますとおり、「再生資源の利用の促進の措置を講ずることによりまして」「資源の有効な利用の確保を図る」ということが目的でございまして、それは同時に「廃棄物の発生の抑制及び環境の保

全に資する」ことをねらいとしているということ
でございます。

○小澤(克)委員 結局この法案が何を究極の目的
としているのか、どういう問題意識に立って何を
究極の目的としているのかがよくわからない。あ
いまいなままになっていると思います。やはり目
的をきちんと定めないと、この法案の今後の適用
といえますか施行の全体がわからなくなっていま
うのではないかと。

この「目的」を読みますと、「資源の有効な利用
の確保を図る」、それと並列的に「廃棄物の発生
の抑制及び環境の保全に資する」、こう書いてある
わけですね。このような両にらみの目的というこ
とで本当にこの法律が効果を発揮するかどうか
疑問があるわけです。そのことを指摘しておき
たいと思います。

そこで、今の問題意識にも密接に関連するの
で、先ほども申し上げましたが、結局、現
在のような生産それから消費のシステムそれ自体
について反省すべき時期に来ていると思うわけ
です。すなわち、資源を採取してきて、そしてそれ
をいろいろ加工して製品をつくり上げる、そして流
通を経て消費者の手に渡る、そして消費者がそれ
を消費して捨ててしまふというワンウェイ方式で
は、一方で資源の枯渇の問題もありましかつ、
それより先に、廃棄物が大量に発生しそれが集積
してその処理がどうにもならない、どうにもなら
ないままに環境に放置されて環境が汚染される、
したがって、こういう状況を打破するにはそう
いったワンウェイとは違ったシステムを今後つ
くっていくかなければならない、これは今世紀末か
ら来世紀にかけての最大の課題ではないかなとい
うふうに思っているわけです。

そういたしますと、まず資源、物質資源ですけ
れども、物質資源についてはこれをワンウェイで
はなくて繰り返し繰り返し使う、循環して利用す
るということがまず必要です。それからもう一つ
は、物質資源と並ぶエネルギー資源に関しては、
このエネルギー資源は本質的に繰り返し使うとい

うことはできませんので、むだがないように効率
よく使う、利用効率を極大化させる。この二つの
手段によって廃棄物を極小化させる。どうにも再
利用できないものに限り、それからエネルギー
として利用した後の発生したもの、これらについ
て、どうにも再利用できないものについての環境
に廃棄する、こういう全体としてのシステムを
つくっていくことが絶対に必要だと思ふんです
ね。

それから、つけ加えて言いますと、物質資源は
物質資源として、つまりマテリアルとして繰り返し
して使うのが理想ですけれども、どうしてもそれ
が困難なものに関しては、せめて熱源として、エ
ネルギーとして使う、その上で最終的に廃棄する、
こういうこともテクニックとして必要だろうと思
いますけれども、このような全体的なシステムを
構築していくということが今後の課題だろうと思
うわけです。この全体的なシステムを構築してい
くのはだれがやるかという、やはり政府、行政
府が何らかの道筋をつくっていくということしか
ないと思うのです。ですから、こういう全体のシ
ステムをつくっていくという機構が政府に必要
だろうと思ふますし、そしてそのような機構に
よって全体システムをつくっていくという計画が
作成され、そしてそれが実行に移されていく、も
ちろん産業界も消費者もそれに協力していく、こ
ういう全体的なビジョンといえますか、システム
が必要だと思ふんですが、この法案にはそのよう
な全体像がどうも見えてこない。生産の川上部門
においてどうするかということのみが規定されて
いるわけです。こういうことを各省庁がやってい
たのではどうにもならぬのじゃないだろうか。端
的には、この法案でも基本方針というのをつくる
んですけれども、主務大臣がそれぞれ基本方針を
つくる、こういうことにしかならない。これで
本当にあるべきリサイクル社会を形成していく
ことができるのだろうか。大きな疑問といえます
か、かなり決定的な疑問を持つわけですから、こ
の点についていかがでしょうか。これは環境庁

にお答えいただいてもいいかと思いますが、
○岡松政府委員 委員御指摘のリサイクル社会の
構築ということでございますが、通産省といまし
ましては従来から省資源、省エネルギーの必要性
ということは痛感しておりました。また政策的に
も数々の政策を進めてきておるところでございます
。今回の法案を提出するに当たりましてその土
台となりましたのは、先ほども触れさせていただきました
。また、産業構造審議会の答申があったわけ
でございますけれども、やはり資源の有効利用と
いうことを議論を詰めてまいりますと、結局それ
を構成している個々のものに着目をして、その個
別の資源ごとにその回収率を上げていくというこ
とに帰着するわけでございます。そういう考え方
からトータルの資源を具体的な個別の、紙でござ
いますとかアルミ缶でございますとか、あるいは
鉄鋼スラグでありますとか、先ほど例示をさせて
いただきましたが、そういうものに即してその回
収率を上げていくこと、それがすなわち全体とし
てのリサイクルの効率を上げていくということに
つながってくるというところから今回の法律を立
てておるわけでございます。

エネルギーにつきましてはこの法律の対象とは
いたしておりませんが、エネルギーの効率的な利
用につきましては、既に省エネ法、代エネ法と言
われる法律がございまして、この法律の中で実行
をしておるところでございます。両方相まって
省資源、省エネルギーの実をさらに上げていき
たいというふうに考えておる次第でございます。

○長谷川説明員 環境庁から御説明申し上げます。
委員御指摘のリサイクルの促進というものは、
物の生産、流通、消費、再生利用、廃棄の各段階を
通じまして、経済活動の主体が共通の理解と目標
のもとに一体となって取り組む必要があります。
このために、ここに出されております法律案にお
きましては、再生資源の利用を総合的かつ計画的
に推進するための国の基本方針、各主体の責務、
再生資源の回収と利用の促進に関する事業者を対
象とする各種措置等の規定が設けられ、生産から

再生利用に至る物の流れを十分考慮した制度内容
となっております。

これだけにとどまらず、廃棄物につきましては、
従来から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基
づきまして、収集、運搬、中間処理、最終処分ま
での措置が講じられ、廃棄物の分別収集や再生など
が進められてきております。これらの委員会の審
議の対象には今まではなっておりませんけれども、
廃棄物処理法につきましては、再生、原料化の促進
を含めた法改正につき政府部内で現在検討中であ
ります。本法案とともども、この両法案はリサイ
クル促進のためにいわば車の両輪をなす形でお互
に連携することによりまして、川上、川下を通じ
たりリサイクルの促進が図られるものと考えてお
ります。

○小澤(克)委員 私の質問したのは、この法案に
よって川上についてのいろいろな政策が実行され
る、それから廃棄物に関しては、これは廃棄法で
しょうか、その関係でそれぞれ実行される、それ
はそれで決して悪いことではないと思うんですけ
れども、この全体を統括する基本的な計画が必要
ではないだろうか。そして、その計画に従って川
上から川下、このリサイクルになりますと、川上、
川下という觀念が恐らくなくなるんではないかと
思うんですけれども、それはともかくいたしま
して、全体を個々に具体的な政策を施行していく、
そういう二段構えが必要ではないだろうか。基本
的な計画を立て、これを各省庁に実行させていく
ということがぜひ必要ではないだろうか。それに
ついてどうお考えなのか。これは環境庁の方はど
うお考えなのか、あるいは現在の環境庁設置法で
はそのような仕組みになっていないというお考え
なのかもしれませんけれども、いずれにいたしま
しても、そのような全体計画をどこかでつくって
各パートにそれを実行させていくというシステム
と計画が必要なのじゃないかな。この点について
どうお考えでしょうか。

○中尾閣務大臣 特別に主務大臣というよりは、
私も全体の内閣においてどういような全体的

なシステムの構築そのものがつくり上げられるべきではないのかというように私も今受けとめたわけでございますが、本法自体が事業者の再生資源の利用を促すために、個別産業を熟知いたします各事業所管大臣がこの事業者に対して基本方針あるいは判断基準を示しまして、そして指導助言等を行うという個別具体的な施策を実施するという法律であるわけでございます。それだけに再生資源の利用の促進が各業種あるいはまた製品の実態に即した対応を必要とするものであるということと考えますと、各事業所管大臣を主務大臣としたしました本法の実施というものは、再生資源の利用を促す上で必要不可欠なものであることは申すまでもないわけでございますが、かつ、十分な効果の上がる、期待されるものである、このように確信するものでなければならぬと思うのでございます。

通産省そのものの、私の主管する通産省といったしましては、本法が成立した時点には、国民全体が再生資源化に取り組みまして、省資源と資源の再利用を織り込みました経済社会が達成されるように他の主務大臣と連携をとりながら、横の連携、同時にまた、各省と連携というものは、事務レベルの当局でもそれぞれ横の連絡としてとり合いますし、うけれども、本法の適切な運用というものにこれ努めていくのが一番肝要かな、このように今委員のお言葉を聞きながら、自分の構築としても、先ほどのまた加藤委員の言葉とかみ合わせながら考えておる次第でございます。

○小澤(寛)委員 通産省としては恐らくそういうことになろうかと思うのですけれども、あるいは内閣の一員としてのお立場も踏まえてのお答えだったと思うのですけれども、この法案でも、例えば紙なら紙で古紙の利用率を何%まで、五五%なら五五%まで高めなさいという目標を設置したとして、具体的にその目標を達成するためには、紙として消費された後それをどう回収するのか、それらについてのそこまで含めた総合的な政策がなければ、ただ五五%の目標を達成しなさいよと

言うだけではどうにもならぬと思うのですね。そのこと一つをとらえても、全体的な計画を、どこかのセクションといいますが行政政府において作成する、そしてその個々の個別具体的な政策を遂行していくということが絶対必要だと思うのです。

私が思うには、資源の利用効率の極大化それから廃棄物の極小化、こういったことによって環境に対する負荷の極小化を図る経済社会の形成を促進する必要がある。そのために、具体的な計画をまずつくる、そしてその実施をする、こういう計画の立案と実施する責務を国の責務として明らかにする、そういう必要がまずとにかく基本に必要なのではないかと思うのですが、環境庁いかがでしょうか。

○岡松政府委員 先生お尋ねの、実際に例えば紙の回収についてもどういうふうな五五%進めるのかという御指摘がございました。これを進めていくためには、単に紙の回収業者の努力だけではでき上がるものではないわけでございまして、この法律の立て方に即して御説明をさせていただきますと、まず、国としてその必要性を国民に訴えていく、また、地方公共団体がこれに準じて努力をしていくという八条の規定があるわけでございまして、また六条の二項でございまして、国が物品の調達に当たって再生資源の利用を促進するよう必要を考慮を払うものとするという規定にございまして、国自身も調達に当たって、今の例で申し上げますと、再生紙の利用を拡大していくという努力を求められるわけでございまして、同じく第五条で「消費者の協力」の規定が置かれております。そして何よりも大事なことは、四条に置かれております「事業者等の責務」でございまして、事業者がそれぞれの事業を進めるに当たりまして、再生資源の利用をするように努めているかなければいけないという体系をつくり上げているわけでございまして、それらをひっくるめて全体をどう進めるのかというのが第三条にございまして「基本方針」でございまして、基本方針に、この再

生資源の利用を進めるに当たっての総合的、計画的な方針をここに定めるわけでございます。ここに定められました基本方針に従いまして、今申し述べましたような、それぞれの場でそれぞれの立場で再生資源の利用の促進に努めていくということによってこれを達成していくというふうなわけでございまして、その意味ではやはり根幹にあるのはこの基本方針であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○小澤(寛)委員 その基本方針がこの法案によれば結局主務大臣がそれぞれつくる、こうなっているわけですよ。これで本場に全体のシステムマッチクナリサイクル社会ができるのかどうか、大変疑問とするとどうなんでしょうか。

時間がだんだん少なくなってきましたので、次の問題に移りたいと思います。

この法案は、目的はともかくといたしまして、再生資源の利用を促進するための手段といたしまして、結局、今お話しになりました基本方針をつくる、そして特定業種あるいは製品の指定をして、第一種、第二種とありますけれども、そして主務大臣が指導助言をする、そしてさらに勧告、命令をする、こういう手段が規定されているわけなんです。これは要するに、行政的な手段によって、規制的手段によって目的を達成しよう、こういうことに尽きるだろうと思うのです。

(賛賛委員長代理退席、委員長着席)

私は、行政庁がこういう規制的手段によって目的を達成していくということはそれはそれで決して否定はしませんけれども、これだけで本当に完全なリサイクル社会が達成されるのだろうか、そこに基本的な疑問を持つわけなんです。やはり経済的な動機づけも含んだ市場経済のシステムそのものの中にリサイクルといいますが再利用がシステムとしてビルトインされている、そういう経済社会体制を目指さなければならぬのではないかと、このように思うわけなんです。

こういうふうに抽象的に言うともちよつとわかりにくいかもしれませんが、具体的に言えば、

例えば耐久消費財のようなもの、自動車とか家電とかいろいろあるかと思いますが、そういうものについてこれを販売したものが引き取る義務がある、そうすれば順次流通過程をさかのぼって最終的にはメーカーがこれを引き取る義務がある、このようなシステムになれば、引き取ったメーカーは結局それを処分しなければなりません。しかし、処分するのは、ただ捨ててしまふのはコストが非常にかかる、そうであればそれを分解して再生利用する、そのことの方がむしろ市場経済の中で効果的である、こういうふうになるだろうと思うのです。そうなりますと、最初から分解まで視野に置いた設計をし、製作をする、組み立てをする、このようにすればそのコストは、結局は消費者が値段という形で負担することになるわけですが、それでも市場経済の中で、いわば自動的に再生利用がビルトインされる、こういうふうになるわけなんです。そういう発想を持たないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○岡松政府委員 リサイクルを進めるに当たりまして、事業者を引き取り義務を課す等経済性をビルトインする必要があるのではないかと御指摘と承りました。やはり、再生資源の利用の促進というものは、基本的には事業者、消費者等の関係者の自発的な取り組みの中で実現されていくべきものだということに私は考えてまいりたいと思っております。しかしながら、再生資源を原材料として利用する場合には、先ほども触れさせていただきましたように、やはり新規資源に比べると経済的に割高であるといったようなことでございまして、あるいは品質も劣化しがちだという問題もあるわけでございまして、再生資源の利用を促進するためには、その利用を拡大するため措置、先ほど御説明申し上げました措置をとるか、あるいは生産に当たって、使用された後の再生資源としての利用が容易になるような措置を講じていく、設計の段階からメーカーにその努力を求めていくことが必要であるわけでござい

いまして、そういういわばある意味での経済性を超えた事業者の努力を求めていくということが必要であるところから、本法を制定していきなうというふうに考えているわけでございます。

○小澤(克)委員 まさに総論の総論だけで時間が来てしまいましたので、質問を終わりたいと思ひますけれども、このような規制的な手法によつてリサイクル社会を達成するということには最終的に無理があるだろう、それだけでは不足しているだろうというふうに私は思つております。やはり今言いましたように、商品を引き取る義務づけというものがあれば、引き取った商品を結局分解して再利用せざるを得ない。それからさらに分解までも含めて、いかに分解しやすいか、低コストで分解できるかということまで含めて設計しなければならぬ。さらに、分解にコストがかかるために、モデルチェンジなどをとんどんやつてとんどん売っていくよりは、長く使つてもらつた方がメーカーにとつても結局負担が少ない、こういうふうな動機づけを含んだやり方によつて、市場経済の中に再生利用が自然にビルトインされるような、そういう手法が絶対に必要であるということを考えていることを、指摘したいと思いますか披露いたしまして、質問を終わらせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

○奥田委員長 吉田和子君。

○吉田(和)委員 まず私は、この法案が現在の日本社会をどうとらえているかという基本認識についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

法案の第一条「目的」のところに、「近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ」と書いてあるわけでございますが、

現在の日本の社会はエネルギー多消費型、資源多消費型社会であるというふうなお考えですか、どうでしょうか。通産大臣のお考えをまず最初にお伺いをしたいと思います。

○中尾國務大臣 近年の経済社会状況を見ますと、国民経済の発展あるいはまたライフスタイルの変化というものの伴ひまして、再生資源の発生量が増加をいたしまして、その相当部分がほとんど利用されずに廃棄されているという状況にあるという点はもう御案内のとおりでございます。このような状況を放置するということは、資源の大きな損失でありまうと、廃棄物の発生を増加させる、また同時に環境の悪化を招くことにもなりかねないという点は先ほど来の御討論の中にもあつたわけでございますが、通産省としましては、従来からも省資源、省エネルギーというものを実行しておりますけれども、それをさらにある意味において実用化し、活性化し、あるいはさらにまた活性化して、国民生活の向上を図るために各般の諸施策というものを講じてきたところでございまして。昨年末に産業構造審議会からいただきました答申にも示されておりますように、再生資源化を一層強く、強力に推進していくということの緊急の課題というものを認めたということで、その認識のもとで今般の法律を制定していくということに私も踏み切つた、こういうわけでございます。

○吉田(和)委員 同じ質問について、環境庁の御認識はいかがでしょうか。

○長谷川説明員 御説明いたします。

環境庁のリサイクルを促進するに当たつての基本理念でございますけれども、リサイクルの促進は、大量消費、大量廃棄によつて有限な地球の環境資源を浪費し環境問題を引き起こしている現在の経済社会のあり方を見直し、環境保全型社会を形成していくための重要課題であると認識しております。リサイクルの促進のためには、行政の総合的な取り組みに加えて、生産者、流通業者、消費者、再生資源業者といったそれぞれの主体が

役割を分担して、かつ一体となつて取り組む必要があると考えているところであります。

環境庁といたしましては、本法案を初めとする制度的な対応を含め、リサイクルの総合的な推進を図られるよう関係方面と協力して取り組んでいきたいと考えているところであります。

○吉田(和)委員 今回のこの法案の目的は、エネルギー多消費型、資源多消費型の社会を改めて、省エネルギー、省資源型の社会をつくつていく法案である、あるいはまたそうあるべきであると思ひます。これは通産省にとつては大きな政策転換であるといふふうには考えてよろしいのでしょうか。

○岡松政府委員 御指摘のように、この法律は省資源、省エネルギーを従来から進めております通産省の考え方を補完するものでございまして、省エネルギーにつきましては省エネ法あるいは代エネ法を進めてまいりますが、省資源につきましては、この法律を制定することにより再生資源の利用の促進を図つていくという考え方でございまして、従来の考え方に沿つてさらにそれを進めていくというふうには御理解いただきたいと存じます。

○吉田(和)委員 通産省といへば日本の産業政策の総本山であるわけでございます。通産省の産業政策の結果、日本の社会がエネルギー多消費型、資源多消費型になつてしまつたというふうな反省が必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか、大臣。

○中尾國務大臣 確かに通産省は各業界の総まとめ役みたいな形をやっております。私も、就任以來もう二十八くらいに及ぶ業界からいろいろの問題点を聴取しているわけでございますが、なかなかその中であつて基本的な一律した考え方の中に、一つは、やはり省エネという問題が基本的には存在することは間違ひございません。同時にまた、その省エネというものの対してちやうど対応するかのように、ある意味における現代社会における大きな滞貨物、廃棄物あるいはまた紙くず等々をめぐりまして、これがどのくらい滞積しているか

ということの悩みも訴えられていたことも事実でございます。ですからこれをいかに、単なる廃棄物にしないでこれをどのように再生化しリサイクル化して、これを活性化したエネルギー源にするのかということはおかつて次の大きな問題にならうかなということは私もその対応の中で絶えず考えておる問題でございますだけに、この問題の推進にインシアチブをとりながらもやつていくという、私自身も通産省に下命したことも事実でございます。

○吉田(和)委員 ちよつと内容がとりにかつたのですけれども、大臣ではなくとも結構でございますが、今の問題についていかがでしょうか。

○岡松政府委員 大臣からお答え申し上げましたとおり、この省資源、省エネルギーというのは通産省といたしまして大変重要なテーマでございます。

それで、この点について私どもとして取り組み始めましたのは申すまでもなく石油危機以降でございますが、今回のこの法案を提出するに当たりまして、その間に一次産品の価格の低下あるいは円高等によりまして、進めてまいりました省資源について必ずしも十分進んでいない、確かに古紙の回収等について見ましてもやや中だるみ状態にあるということも踏まえまして、新たにこの法律を制定し再生資源の利用の促進を図つていくということを考えておるわけでございます。従来から進めてまいりました省資源、省エネルギー対策をさらに一層拡充していくというのが本法のねらいとさせていただきます。

○吉田(和)委員 次に進ませていただきます。

法案の第二条の定義のところ、再生資源の定義として「有用なものであつて、原材料として利用することができものの又はその可能性のあるもの」とありますが、これは相当広い定義でございます。そこでお尋ねしたいのは、日本ではこの再生資源というものは年間何トンくらい発生してい

ますか。

るのか、また再生資源ではないものにはどんなものがあるのか、それは年間何トンぐらい発生をしているのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○合田政府委員 お答え申し上げます。

再生資源につきましては、必ずしも従来統計等が十分整備されている分野ではございませんために、その数値の正確な把握は困難でございますが、各種の資料に基づきまして推計を行いましたところ、一度使用された製品や工場で発生する副産物の発生量は約三億四千万トン程度と見られておりまして、そのかなりの部分が再生資源として利用される可能性を持っております。

現に再生資源として利用されているのは一体どれぐらいかということでございますが、昭和六十二年で統計の存在する主要な再生資源について見ますと、利用されている量は、古紙については千二百萬トン、鉄くずにつきましては四千三百萬トン、瓶については九百萬トン、アルミくずについては七十萬トンというような状況でございます。

○吉田(和)委員 再生資源ではないものにはどんなものがあるかという御質問にお答えいただけませんでしょうか。

○合田政府委員 今お答え申し上げました三億四千万トンのうち、利用されずに廃棄されたものの合計が約一億九千万トン程度でございます。

○吉田(和)委員 物で伺いたかったところでございますが、日本で再利用された資源量は年間何トンぐらいになりますでしょうか。

○合田政府委員 再生利用された率、いわゆる再資源化率、リサイクル率につきましては、その資源ごとに状況でございまして、用途が大きく異なっておりますし、先ほど申し上げましたように統計資料が必ずしも十分には整備されておりましたために、全体の再生資源化の試算というのは現在までのところ行っておりませんけれども、個別品目に着目してお答えさせていただきますと、平成元年度の数字でございますが、古紙の利用率

が五〇％、スチール缶の回収利用率が四四％、アルミ缶の回収利用率が四三％、ガラス瓶のカレット、ガラスくずでございますが、その利用率が四九％という状況でございます。

○吉田(和)委員 この再生利用された資源量を二

条の定義で言う再生資源量で割ると現在の日本のリサイクル率と言えるような数字が出てくると私は思っているわけでございますが、トータルをした現在の日本のリサイクル率というふうな数字をお伺いしたときには通産省はどのようなお答えになりますでしょうか。

○合田政府委員 先ほどお答え申し上げました三億四千万トンの中で既に利用されておるもの、つまりリサイクル率の割合は、大体今の推計を前提にして計算をいたしますと四五％前後という数字でございます。

○吉田(和)委員 環境庁に同じ質問をさせていた

だきたいと思っております。

○長谷川説明員 御説明申し上げます。

ただいま通産省の方から答弁がありましたように、リサイクルに関する基礎的なデータにつきましては、一般廃棄物とか産業廃棄物の処理状況の調査がございまして、それから個々の業界、物資ごとの数字は示されておりますけれども、リサイクル率という総合的な指標に該当するものは存在して

おりません。

ただし、私ども、昨年の夏から秋にかけては、部内に検討会を設置いたしました。環境保全のためのリサイクルを促進するためにどういう方策があり得るかというようなことを検討していただいたのですけれども、そのときには、大胆な仮定のもとに我が国における物資の収支バランスというものを試算いたしました。全体の物資の使用量中再生資源で賄われているものはどれくらいかという

ような結果は出ておりますけれども、非常に精度の粗いものでございまして、政策の用に供されるような指標になるためには、なお一層の研究が必要であると考えております。

また、つけ加えますと、聞くところによりまし

と、OECDにおきまして環境の要素を含めた経済指標づくりというのが行われているようでありますので、その一環としても我々としてこういった方面の研究を今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○吉田(和)委員 私は、このリサイクル率のよう

な指標というものを第三條の基本方針の中に盛り込むべきではないかと思っているわけでございます。法案では、再生資源の種類ごとに利用の目標を立てるということでございますが、それでは個々の物品なり業種なりのリサイクルが進んでいくと、後退しているとかということとはわかりませんが、社会全体がリサイクル社会の方向へ進んでいくのかどうか、停滞しているのかどうか、それとも後退しているのかということが一目でわかるような指標が必要なのではないでしょうか。

私は、社会全体のリサイクル率のような指標を目標値として基本計画に盛り込むべきだということに考えておりますが、いかがでしょうか、通産省にお伺いをいたします。

○岡松政府委員 基本方針に盛り込むことにいたしておりますのは個別の物資ごとの目標値がござい

ますが、今かなり大胆な試算をしますと四五％というところを申し上げたわけでございますけれども、全体としてのリサイクル率を基本目標に掲げるといってはやや統計の整備が十分でないという

ふうに考えておる次第でございます。個別のものを書くものについてはできるだけ数値を書くというところで考えてまいりたいというふうに思っております。

○吉田(和)委員 環境庁はこういうふうな目標値というふうな考え方はいかがなお考えでしょうか。

○長谷川説明員 御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、今の段階でそういった数字をこいういった政策の目標として掲げることにはまだ十分でない、研究が熟していないというふうに考えておりますので、現段階におきま

しては残念ながらそういうことはできないということでありまして、将来的に考えた場合には、先ほど申し上げましたような方向でぜひ研究を進めて役立つようなものをつくり出していきたいというふうに考えます。

○吉田(和)委員 この法律でどれくらい効果が上

がるかと考えようか、通産省にお伺いをいたします。

○岡松政府委員 本法律によってどれだけ効果があるかということでございますが、一応、主要な再生資源の利用率等につきましては、昨年十二月の産業構造審議会の答申におきましても目標が設定されているところでございます。例えば古紙につきましましては、現在約五〇％でありますのを五年後に五五％まで持っていきたいということ等でございます。

本法におきまして政令指定の対象となるべき業種、製品等につきましては、まだ決定されていないわけでございますが、具体的な変化の程度につきましては申し上げる段階ではございませんけれども、この答申に盛り込まれております目標におきまして、本法の適切な運用を図ってまいりたいというふうに思っております。

○吉田(和)委員 次に、細目に入ってお伺いをしたいと思います。

まず最初に、特定業種というのはどういう業種を現在では考えておられるか、そして将来はどういう業種が可能であるとお考えであるか、通産省にお伺いをいたします。

○岡松政府委員 特定業種につきましては、産廃の答申にも取り上げられておりますように、紙・パルプ製造業、ガラス瓶製造業等を念頭に置いておりました。このようなものを指定することになるのではないかとこのように考えております。

将来どうするかということにつきましては、事態の推移を見ながら逐次指定をふやしてまいりたいというふうに考えておりますが、現段階で具体的に申し上げるのは控えさせていただきますと思います。

○吉田(和)委員 第一種指定製品の製品とはどういふものでしょうか。

○岡松政府委員 第一種指定製品の指定につきましては、この再生資源の利用を促進することが求められている製品についての法律の施行時までに具体的に決めることとなりますが、先ほども触れさせていたいただきました答申に則して申し上げますと、大型家電製品、自動車、ガラス瓶等を念頭に置いておりまして、このようなものを指定するのが適切ではないかというふうに思っております。将来につきましては、今後事態の推移を見ながらさらに検討してまいりたいと考えてございます。

○吉田(和)委員 第二種指定製品の製品とはどういふものでしょうか。

○岡松政府委員 第二種指定製品につきましては、同じく法施行までに決めることになるわけでございますが、答申に取り上げられておりますアルミ缶、スチール缶というものを念頭に置いて適切なものを指定するというふうに考えておるわけでございます。

将来につきましては、さらに事態の推移を見ながら追加をしていくことを考えておる段階でございます。

○吉田(和)委員 指定副産物とはどういうものを言っておられるのでしょうか。

○岡松政府委員 指定副産物とは工場が発生する副産物でございますが、これを再生資源として利用することを促すことが必要なものというものを指定することになっておるわけでございます。具体的には、同じく産廃審の答申に則して申し上げますと、鉄鋼業の高炉から出てまいります鉄鋼スラグ等を念頭に置いております。

○吉田(和)委員 建設省にもお伺いをさせていたいただきたいと思ひます。

指定副産物のお考えは現在ありますでしょうか。

○木下説明員 お答えいたします。御案内のとおり建設業は他の製造業と異なりま

して、移動する現場におきまして生産を行うという点では若干趣を異にしておると思ひますが、今回の法案の考え方につきましては、私ども大変有効であろうと考えておりますので、建設業におきまして副産物についてもぜひ取り組んでまいりたいと思ひております。

御質問の趣旨でございます副産物につきましては、現在まだ検討中でございますが、ちなみに申し上げますと、コンクリートガラあるいはアスファルトガラさらには建設残土等がこれに該当するのではなからうか、こう考えております。

○吉田(和)委員 大変この法案の内容が思い描けないというか、政令指定ではやはり大変不十分であらうと思われるわけでございます。明確に法案の中に盛り込んでいくべきというふうに考えるわけでございますが、今回はお伺いをしただけにとどめておきたいと思ひます。

次に、ちよつと細くなるのですが、プラスチックについてお伺いをしたいと思ひてございします。ごみの中で大変急増しているものの中にプラスチックの廃棄物が多いわけでございします。一般ごみの中の割合が東京とか大阪とか京都とか、そういう大都市においてははずれにいても一〇％以上を占めている。ただ、その一〇％以上というのは重さの比率でございまして、容積の比率にすると三五％余りを占めるといふような大変な量なわけでございします。アメリカやフランスや西ドイツなどの約二倍近いプラスチックの混入であると言われておるわけでございします。この増大を続ける一方のプラスチックの現在の製造量、そして廃棄量、リサイクル量を伺いたいと思ひます。

○内藤(正)政府委員 一九八八年度の統計が手元にあるわけでございしますけれども、プラスチック全体の生産量は約千百万トン、排出量は四百八十八万トン、その内訳をいたしまして、一般廃棄物が二百七十六万トン、産業廃棄物が二百一十二万トンというのが実態でございします。このごみの重量ベースで見ました場合の都市ごみにおける比率

は、委員御指摘のとおり約一〇％程度というのが各市における統計調査の結果であると承知いたしております。

その利用でございしますけれども、再生利用されておるものは五十八万トンということで、約一二％程度でございします。なお、御参考までに残りの量でございします。焼却されておるもの、うち発電等で熱回収が行われておるものが一五％、完全な焼却のみというものは五〇％、埋め立て等に用いられているというのが二三％というのが統計の結果でございします。

なお、この処理に当たりまして、生産量の中身で見ても、千百万トンという生産量のうちで、熱硬化性の樹脂と非熱硬化性の樹脂とで今後取り扱いが変わるのかもしれないと思ひておりますけれども、前者が約一四％程度というのが実態でございします。

○吉田(和)委員 これらの数字は将来的にはどのような変化になっていくかということ、どういふふうに推測をされておられますでしょうか。

○内藤(正)政府委員 プラスチックの樹脂の性格によりましていろいろ消長がございします。したがって、トータルとしての見通しというのを必ずしも明確なものとしては持っておりません。ただ、石油化学製品の主たるプラスチックについて見ますと、大体需要量は経済成長の伸びを下回る程度ということで、その結果過去十年くらい、都市ごみの中で見ましてもプラスチックの排出量は一割程度を占めるといふのがかなりコンスタントに続いております。今後ともそういう形がある程度続いていくのかもしれないというふうに思ひております。

○吉田(和)委員 経済成長に従ってこれからもプラスチック製品が増大をしますプラスチックごみは増大をしていくというふうな答えにならうかと思ひますけれども、これが一番伺っておきたいことなのですが、通産省は、プラスチックは将来、再生資源として使えるというふうにお考えにはなっておりますでしょうか。

○内藤(正)政府委員 プラスチックは御案内のとおり化学合成品でございします。それを何度にもわたってリサイクルするというのは、必ずしも十分な利用は、限度があると思ひております。したがって、先ほど申し上げましたような再生利用、燃料としての使用あるいは容量をいかに少なくして埋め立て等に使うかというふうなところの中で、一つの方向は、エネルギーによる回収利用。したがって、石油をそのまま燃やすのではなくて、むしろプラスチックという有用物を産業あるいは生活で利用して、それがまたエネルギーとして使われるという形が全体のリサイクルの中でも意味のあるものではないかというふうに思ひております。

○吉田(和)委員 燃料としては可能だということな現段階でのお答えであつたというふうに認識をいたします。

イタリアではプラスチックのショッピングバッグに課税をするとか、プラスチック容器の四〇％を九二年までに再利用率を高めるといふようなことを義務づけをしてリサイクル化に大きく成果を上げておるというふうな聞いております。再利用できるもの、また再利用できない例えば燃やすと毒物を発生するとかさまざまなプラスチックがあるわけでございします。そういうところをしっかりと区分けをして、野放しに製造を続けさせていくことのないように、せつかくこういうふうな法案が誕生するわけでございします。現在よりも一歩踏み込んだ分野での考え方必要なのではないかとこのように思ひておるわけでございします。

そういう点で、欧米諸国では既にプラスチックの製造に対する、また使用、リサイクルに対する規制が実施をされているわけでございします。我が国ではそういうふうな方向にはいかにお考えになつておられますでしょうか。まず、通産省にお伺いをいたします。

○内藤(正)政府委員 基本的にプラスチックは現代生活あるいは現代の産業活動において不可欠の素材であると理解をいたしております。したがって

まして、その有効利用を図るというのは、やはり生活の豊かのために不可欠であると思っておりますけれども、それが過剰に使用され、過剰に排出されるということについては、今御検討いただいております排出抑制、リサイクルの観点からいって問題であるというふうに思っておりますので、関係者が一体となってそういう目的のために取り組むような努力をぜひ考えていきたいということでございます。

したがって、例えば昨年の産廃審のガイドラインでも示しておりますように飲料用ペットボトルでございまして、あるいは発泡スチロールのようなものを回収、再生利用というふうなもののシステムづくりあるいは技術開発ということに今着手を始めておりますし、あるいは先ほど申し上げましたようなエネルギー回収あるいは薄肉化、長寿命化というふうなことで排出量を減らすというふうなこと。あるいは新たなプラスチック開発ができないかということ、昨年来内外の企業九社を集めて研究開発をやっております。これは、生分解プラスチックという形でございまして、使用した後、一定の期間すればおのずから自然に返っていくというふうな設計思想を持った新たなプラスチックを開発したいということで、今申し上げておりますように、関係者全体が協力をして環境負荷をいかに少なくするかということを片一方で考えておるわけではございまして、規制を強化するということとは今は適当でないと思っております。

それからなお、委員御指摘の海外での動向でございまして、御指摘になられました、例えばイタリアが九二年からショッピングバッグ等について分解性のプラスチックを利用させようとか、いろいろ動きはございしますが、結果として将来を予測いたしますとどれほど効果か、実際上行われるかということはかなり疑問だと思っております。それからアメリカ等で行われておりますのは、一部の市のベースでございまして、国全体としての規制というのは先進国の多くはまず

やっていないという実態だと思っております。したがって、法律によって強制規制することによりは、関係者がそろっていかにか同一の目的に努力するかということに焦点を当ててまいりたいと思っております。

○吉田(和)委員 次に進ませていただきます。消費者の協力、第五条の「消費者の協力」とは、どこでございまして。特に消費者の段階での努力が必要だということにうたっているわけではございますが、まず、この「消費者の協力」ということはどういうことを言っておられるのか伺います。

○岡松政府委員 第五条におきまして「消費者の協力」ということを呼びかけておるわけではございますが、具体的に申し上げますと、まず一つは、再生資源を原材料として用いた製品、例えば再生紙の利用に努めること、また二番目に、市町村あるいは地域単位で実施する古紙とか瓶とか缶等の分別回収の取り組みに協力して所定の収集場所に所定の方法に従って物を出すというの、一つの重要な協力であると思っております。第三に、リターナブルの飲料容器等がございしますが、これをできる限り傷つけずに大事に使うことによりまして、容器の回収利用が円滑に行われるようにするというのも消費者の協力の一つの事例ではないかというふうに考えておる次第でございまして。

○吉田(和)委員 産業構造審議会の答申の中に「消費者への提案」というのがございまして。その中で「作らない、売らない、買わない」というふうに書いてございしますが、これはどういう意味でしょうか。

○合田政府委員 お答え申し上げます。消費者への提案は、廃棄物の減量化、再資源化、処理の容易化を推進するためには消費者の幅広い御協力が不可欠であることにかんがみまして、産業構造審議会のガイドラインに示されました施策のうち、消費者の立場から見て密接に関連すると思われるものを消費者に対して提示したものでございまして。

先生御指摘の「むだにのみになるものは、買わない」というスローガンは、こういう観点から、第一に使い捨てラフスタイルの見直し、第二に不必要な包装の辞退、第三に再生資源を用いた商品の使用等について消費者の協力を求めているものでございまして。これらの消費者の幅広い協力に支えられた国民全体の運動によりまして、廃棄物の処理や再資源化が円滑に進むことになるかと考えております。

○吉田(和)委員 私が言いたいののは、買わないということに対して消費者がそれだけの選択を与えられておるかということをお願いしたいわけではございません。過剰包装について、装飾として付加価値をつけるという意味での過剰包装と、そしてまたもう一つは、流通分野でコスト安のために使う過剰包装というのがあるというふうには私は考えているわけではございません。装飾として付加価値をつけるためには、私たち消費者としては選択することは可能になっても、現在売り場でも並んでいるものがそれでは過剰包装と過剰包装してないものが明確に分かれて並んでいるかという、現場では一切そういうふうになっていないと、私は主婦の立場からも考えるわけではございません。

選べる品ぞろえをどういうふうに通分分野に指導していくのか。例えば、買えと言われても再生紙を使つたものが置いてないような店に対してはどういうふうな指導を行っていくのか。そういうところの考え方を、経済優先ではなくて環境問題、省資源化というふうに一歩を踏み出した段階でそういう流通業者、分野に対してどういうふうな指導をなさっていくのか、伺いたいと思っております。

○南学政府委員 過剰包装の問題についてお答えをさせていただきます。包装適正化のためには、先生御指摘のとおり、消費者の理解と協力とともに、流通業者なり商品製造メーカー等の努力が必要であらうかと思っております。通産省では、昨年八月に社団法人日本包装技術協会に対しまして包装適正化のための方策について検討を依頼しまして、昨年十二月に報

告書を取りまとめたいただきました。そしてこの報告書を踏まえまして、包装適正化の推進について通産省として検討を行い、本年の一月に包装材メーカー、商品メーカー、流通業者あるいは消費者等の関係六十五団体に対して協力要請を行ったところでございまして。具体的には、包装慣行等の適正化、簡易包装の推進等包装の減量化、さらに包装の環境適合化などに関係業界として積極的に取り組むよう働きかけまして、関係業界においてそのための実施計画を作成するように要請をしたところでございまして。

現在、関係業界におきましては、こうした要請を受けまして実施計画の策定が進められておるところでありまして、通産省といたしましては、今後、実施計画の策定の促進、あるいは実施状況の把握等に努めまして、包装適正化を大いに推進してまいりたいと考えております。

○吉田(和)委員 選択の目安としての表示というのに対してどのようにお考えでしょうか。まず通産省にお伺いをいたします。○合田政府委員 先生御指摘の、再生資源の利用を促進する上で、消費者が再生資源を原材料として利用いたしました製品の使用に努めることが必要でございまして、法律の第五条に規定する「消費者の協力」の内容としても含まれておるところでございまして。

こういう趣旨に沿いまして消費者が努力をする上で、再生資源を原材料として利用した製品にその旨の表示を付することが効果的である場合が非常に多いわけではございまして、実際には、再生紙を使い済みの製品につきましてもグリーンマーク制度等自主的な表示制度が効果を上げているところがございます。

○吉田(和)委員 環境庁にはエコマークというのがございまして。また、このエコマーク商品をもっと広い分野の商品につける、消費者の選択の目安としてふやす方向でのお考えはありませんでしうか。

○長谷川説明員 御説明いたします。

御指摘のように、環境庁の所管の公益法人であります財団法人の日本環境協会というところで、一昨年の二月から、環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨するエコマーク事業というのを行っております。現在までに三十一の品目を対象品目に指定しまして、千を超える商品をいわゆるエコマーク商品ということで認定してきております。

本委員会において御審議いただいております再生資源の利用促進という観点から、この事業におきまして、再生資源を使った商品、例えば古紙を原料とする印刷用紙とかトイレットペーパー、それから廃食用油を原料とする石けん、廃木材再生品、それから廃プラスチック再生品、使用済みタイヤ再生品など、三十一のうち十三品目が再生資源を使った商品ということで対象品目に指定してあります。商品数では四百近くのが、この十三品目でエコマーク商品に認定されてきております。

委員から御指摘ございましたように、リサイクルの促進のために再生資源を使った商品の需要拡大をしていくことが重要であると認識しております。エコマークの活用はそのための有力な手段というふうに考えておりますので、今後ともエコマークの対象品目、認定商品の拡大、国民に対するエコマーク事業のさらに一層の周知等に努めてもらうように指導していきたいと思っております。

○吉田(和)委員 時間が参りましたので、まだまだお伺いをしたいわけですが、締めくくりにさせていただきます。

最初から申し上げてまいりましたけれども、多消費型の社会から省資源型の環境を重視した社会形成へと今大きく転換を迫られているというふうな現状におきまして、この法案で一步前進をしたというふうに私は考えております。しかし、従来の取り組みにとどまっている——新しい分野にもう一步踏み込んでいかなければ、今のこの時期に法案をつくるというふうな方向には行かないので

はないかというふうに考えるわけでございます。前向きに、具体的に今後とも取り組んでいただきたいことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○奥田委員長 残余の質疑は明日に譲ることいたします。

○奥田委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律案について、環境委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。

これを受諾するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、明六日水曜日午前十一時三十五分から開会の予定であります。

次回は、明六日水曜日午前九時十五分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十三分散会

平成三年三月十三日印刷

平成三年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P